

令和6年度 第2回歯科口腔保健審議会 議事概要

◎ 日時

令和7年1月23日（木） 13時00分～14時00分

◎ 場所

議会棟2階 第6委員会室

◎ 出席者

《委員》 巻会長、清水委員、坂田委員、金子委員、武石委員、野田委員、
安井委員、滑川委員、田島委員、大谷委員、山口委員、斎藤委員、
桑島委員

《事務局》 浅野保健衛生総務課長 他

《傍聴人》 なし

◎ 欠席者

岩崎委員、大久保委員

◎ 会議資料

《事前配布》

- ・ 次第
- ・ 歯科口腔保健審議会委員名簿
- ・ 令和6年度第2回歯科口腔保健審議会関係課名簿
- ・ さいたま市歯科口腔保健審議会規則
- ・ **資料1** 令和6年度働き盛り世代における歯科保健の取組状況及び研修媒体活用状況アンケート集計結果
- ・ **参考資料1** スマートウェルネス NEWS 第37号
- ・ **参考資料2** スマートウェルネス NEWS 第40号
- ・ **参考資料3** 歯・口腔の健康3項目：ロジックモデル
- ・ **資料2** さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について
- ・ **資料3** 災害時歯科対応マニュアル（案）
- ・ **資料4** 災害時歯科対応マニュアルの修正概要
- ・ **資料5** 基本設計における口腔保健センターのレイアウト

1 開会

- ・議事録は、会長一任により承認いただき、公開することによろしいか。

《委員》異議なし

2 議事

(1) 事業所への歯科口腔保健対策について

事務局より資料に基づき説明。

- ・**資料1** 令和6年度働き盛り世代における歯科保健の取組状況及び研修媒体活用状況アンケート集計結果
- ・**参考資料1** スマートウェルネス NEWS 第37号
- ・**参考資料2** スマートウェルネス NEWS 第40号
- ・**参考資料3** 歯・口腔の健康3項目：ロジックモデル

<御意見・質疑>

巻会長：事務局からアンケート集計結果の報告と働き盛り世代における歯科口腔保健対策について各委員から御意見をいただきたいという依頼があった。以前から、事業所における歯科口腔保健対策はかなり遅れているという指摘があったが、今の説明を受けて、このような研修媒体資料を各事業所に提供できる段階まで進んできているという認識を持った。

本件に関しては、以前から、武石委員から御意見をいただいている。

武石委員、いかがか。

武石委員：昨年、厚生労働省において、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会があった。その中で歯科健診においては検査項目に追加しないことが決まったが、歯科健診受診に繋げるために、歯科健診受診における好事例を展開する等、事業の啓発と周知を強化することが示された。

事務局から説明のあった方策案は、厚生労働省の検討会で示された方針にも適っていると思われる。

一方で、工夫をした方がいい点もあると思われる。

一点目として、産業保健の場で、アンケートや啓発物の提供を行う際は、法規制がないことで、事業所での歯科保健が進んでいない状況を鑑み、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例において、事業所の責務として、労働者が歯科健診を受診し、かつ必要に応じて歯科口腔保健指導を受けることができるよう職場環境を整備するよう努めるものとするという旨が記載されていることを示し、啓発する必要がある。

次に、二点目として、事業所が求める歯科口腔保健は、生活習慣病との関連

である。

周知啓発を行う際に、事業所で既に実施している生活習慣病対策に対して、歯科口腔保健がどのような関りができるのかを検討することが事業所の要望に応えるかたちとなる。

最後に、資料に関しては内容を詳しく記載した上で作成されているが、ボリュームが多いと思われる。重要な部分を抜粋し、リーフレットのような形で作成したほうが良いと思われる。

巻会長：歯周病と生活習慣病の関連については、最近、認識が深まっているのでこの部分を切り口にして、事業所に対し、啓発を行うことは良いと思う。

学識経験者として、安井委員いかがか。

安井委員：基本的には、武石委員の御意見のとおりであると思う。

有害な業務に従事する労働者に対しての歯科健診については、報告義務があるが、それ以外の歯科健診については、法規制がないため、さいたま市のこのような取組はとても良いと思われる。

歯周病と糖尿病に関しては、保険制度上、医科と歯科が連携することとなったので、糖尿病患者に対して、歯科と連携することは可能と思われる。しかし、生活習慣病は糖尿病だけではない。ＱＯＬの観点も踏まえて、事業所の中でより良く事業効率をあげ、かつ、健康で明るい職場を作っていくことが大事であることから、行政においては、歯科疾患の放置により、様々な生活習慣病が悪化するリスクを減らすために継続して歯科健診受診に関する啓発をお願いしたい。

先程、武石委員の御意見の中にもあったが、条例において、事業者の責務が明記されていることから、歯科口腔保健に関する啓発媒体を提供する際は、条例の内容を明記し、さいたま市は事業者の責務もきちんと説明していることをアピールしてほしい。

最近では、かかりつけの歯科医がいる国民の率も上がっており、また、歯科健診を定期的に受けている人も増えている。職場においては健康を増進するための働き方改革を推進することで、企業も良いイメージを持ってもらえるし、従業員も安心して働けるのではないと思われる。

歯周病と生活習慣病の関係の情報提供を継続していただくことで、市民が正確な知識を得ることができ、行動変容につながっていくと思われる。そのような動きが結果として労働力を健全に確保することにもつながっていく。

さいたま市においては、今後もこの取組を続けていただきたい。

巻会長：安井委員の御意見を参考にして、行政は事業を進めていただきたい。学識経験者として、滑川委員いかがか。

滑川委員：武石委員及び安井委員の御意見のとおりだと思う。

安井委員から市民に対し、正確な知識を啓発することで行動変容につながるという御意見があったので、その点に対して意見をさせていただく。

スマートウェルネスさいたま NEWS のような媒体を使用して、啓発活動を行うことはとても有益である。

スマートウェルネスさいたま NEWS40 号の 7 ページに歯を失う原因の内容について記載されているが、むし歯になった歯を治療しても時間が経過することで欠けてしまうという事例が増えているので、歯の寿命を伸ばすための情報を発信したほうが良いのではないか。このような情報は働き盛り世代の方にとっても役に立つ情報だと思われる。

巻会長：歯科医師会として金子委員いかがか。

金子委員：今、意見を述べた委員の皆様の言うとおりだと思う。自身からは特に意見はない。

巻会長：他に御意見のある委員はいらっしゃるか。

武石委員：事務局に対して質問をさせていただきたい。

さいたま市が運営している病院で請け負った事業所健診において、糖尿病等の疾患と診断された方に対する健診結果を通知する際に、これから作成予定の歯科口腔保健に関するリーフレットを同封していただくことは可能か。

巻委員：事務局の見解を伺いたい。

事務局：委員からの御指摘を踏まえ、まずリーフレット封入の可否を確認させていただき、次回の審議会にて報告させていただきたい。

巻会長：可能の場合は、すぐに実行していただきたい。不可能の場合は、次回の審議会にてその理由等を報告していただきたいと考えるがいかがか。

武石委員：それで良いと思う。

事務局：そのように対応させていただく。

巻会長：引き続き、行政と関係団体が連携し、働き盛り世代に対し、歯科口腔保健事業を推進していただきたい。

(2) さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について

事務局より資料に基づき説明。

- ・資料2 さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの改訂について

<御意見・質疑>

巻会長：さいたま市障害者歯科相談医ガイドブックの内容について、清水委員、何か御意見はあるか。

清水委員：特に意見はない。必要なものだと思うるのでこれからも継続して作成をしていただきたい。

巻会長：大谷委員いかがか。

大谷委員：特に意見はない。障害の内容によっては一般の歯科医院に通院することを躊躇してしまうケースもあると思われるので、このようなガイドブックを活用し、障害を持っている方がどこの歯科医院に通院してよいか把握できることはとても良いことだと思う。

巻会長：田島委員いかがか。

田島委員：自身の施設でもこのガイドブックを活用し、利用者の保護者等に歯科の案内をさせていただくことが多くある。今回、市立の特別支援学校や、小・中学校の特別支援学級に対し、配布したということであるが、このガイドブックの存在を知っていただくことにより、障害をお持ちの方の歯科治療の幅が広がるということに繋がり、とても良いことだと思う。

巻会長：有効活用されているという認識でよいか。

田島委員：そのとおりである。

巻会長：山口委員いかがか。

山口委員：本日の午前中、特別支援学校にて歯磨き指導を行ってきた。先生方にこのガイドブックを御存知か訊ねたところ、知らないとのことであった。歯科におけるかかりつけ医が決まっていない生徒もいるので、できれば生徒一人ひ

とりにこのガイドブックを配布していただきたい。

巻会長：歯科医師会が実施している8020歯の健康教室の講話の際に、資料として使用することは可能か、事務局にお聞きしたい。

事務局：必要部数を確保出来れば可能である。

巻会長：斎藤委員いかがか。

斎藤委員：障害者歯科相談医が在籍する歯科医療機関においては、食事指導を行っている歯科医師もいる。適切であるならば食事指導を行っているという項目をこのガイドブックに追記した方が良いのではないかと思う。

巻会長：摂食・嚥下の話だと思うが、今後この項目を導入することを検討しているか事務局に伺いたい。

事務局：様式の受診可能な患者の項目に、「摂食・嚥下障害」を入れているが、これ以外にも必要であるということか。

斎藤委員：それで問題ない。

巻会長：野田委員いかがか。

野田委員：薬局の観点から言うと、障害者は、訪問の対応を行っているかと、薬が院内処方か院外処方かという点を気にする人もいる。

そういう点はあるが、このようなガイドブックを配布することはとても良いことだと思われるので今後も進めていただきたい。

巻会長：ガイドブック自体は良いものだと思うが、情報に対する説明を加えること、また配布先を拡大することを検討していただきたい。

議事はこれで終了であるが、これ以外に何か御意見のある委員はいるか。

金子委員：さいたま市健康づくり計画の57ページ「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健」を見ていただきたい。

この項目に関しては、施設数の統計しか出ておらず、在宅の方の記載がない状況である。

令和6年4月からさいたま市の訪問歯科健診の受付窓口が各医院となる予定である。ゆえに、受診率の増加が見込まれ、在宅の要介護高齢者のデー

タも取ることができると思われたため、次回の計画策定においては、在宅の要介護高齢者に関する統計データも目標指標の中に取り入れていただきたい。

巻会長：要望という形でよろしいか。

金子委員：そのとおりである。

今までは在宅の要介護高齢者の状況は把握できないという形になっていたと思うが、その問題を解決できると思われるので、御対応をお願いしたい。

巻会長：他に御意見のある委員はいるか。

全委員：意見なし。

巻会長：私から二点ほど、お話をさせていただきたい。

まず一点目として、事業所における歯科健診は取組が進んでいると思われるが、今回のアンケートについては、対象事業者数と比較すると回答事業所の比率が 10 パーセント台となっており、意見としては少数意見となっている。今後も事業所とコンタクトをとることを増やし、回答数が増えるように働きかけていきたい。

次に二点目として、先日、さいたま市健康づくり・食育推進協議会に出席させていただいた。そこで保健センターが健康フェアを実施しているということを知った。そこに歯科のブースもあったようだが、次回開催される場合は、歯科医師会も参加させていただきたい。資料等を配布することで来場した市民と交流をすることができ、非常に有意義なものになると思われる。

3 報告

災害時歯科対応マニュアルの修正について

事務局より資料に沿って報告

《資料》

- ・資料3 災害時歯科対応マニュアル（案）
- ・資料4 災害時歯科対応マニュアルの修正概要

（仮称）さいたま市口腔保健センターの進捗状況について

事務局より資料に沿って報告

《資料》

- ・資料5 基本設計における口腔保健センターのレイアウト

巻会長：ただいま、事務局から「災害歯科対応マニュアルの修正について」及び「さいたま市口腔保健センターの進捗状況について」報告がありましたが、何か質問のある委員はいるか。

全委員：質問なし。

4 閉会